

### 第3期滋賀県基本構想審議会（第9回）の開催結果の概要

- 1 日時 平成27年（2015年）8月28日（金）午後1時30分から午後2時20分まで
- 2 場所 大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール「淡海」5
- 3 出席委員 委員25名中19名出席

〔午後 1時30分 開会〕

#### 1 開 会

##### （1）西嶋副知事あいさつ

副知事の西嶋でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は何かとお忙しい中を、第9回滋賀県基本構想審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

また、委員の皆様方におかれましては、平素より県政の運営に対しまして格別のご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、前回の基本構想審議会におきましては、前基本構想の4年間の総括についてご説明をさせていただき、皆様からは量だけではなく、質的な評価の必要性、あるいは子どもたちの生きる力を育むことの重要性、また多くの子どもたちが直面している貧困問題への対応等、大変貴重なご意見を頂戴いたしました。

いただいているご意見につきましては、今後の施策の展開に活かし、新たな基本構想の基本理念であります「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在、策定に向け取り組んでおります「（仮称）人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」につきましては、前回審議会でご審議いただきました素案に対するご意見等を踏まえまして、今回、原案として取りまとめさせていただきました。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、このまま出生数が減りまして若い世代の流出が続きますと、本県の人口は2040年には約130万9,000人、2060年には約112万7,000人まで減少をし、高齢化率は2040年に32.8%、2060年には35.8%まで上昇すると、推計をされております。

このため、原案におきましては、出生数を現在の水準であります年1万3,000人で維持をすること。また、20歳～24歳の社会増減をゼロにすることを目標に据えまして、2040年には約138万人、2060年には約129万人を確保し、高齢化率を低下させるとともに、人口構成を安定させたいと考えているところでございます。

この目標を実現するために、3つの視点といたしまして、1つに「3世代の自立・共生と健康」、2つに「未来・次世代への応援」、そして「『働く力』、『創る力』、『稼ぐ力の向上』」と。これらを重視しながら、「人口減少を食い止め、人口構造を安定させる」、「人口減少の影響を防止・軽減する」。さらに、「自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す」、この3つを基本方向といたしまして、先駆的・重点的なプロジェクトの展開、このようなことを考えたいと思うところでございます。

また、原案につきましては、8月26日から県民政策コメント、いわゆるパブリックコメントにかけてございまして、県民の皆様から広くご意見をいただくことといたしておりますが、本日は委員の皆様方からもさらなるご意見を頂戴し、10月末の策定を目指してまいりたいと考えております。

なお、総合戦略策定後は、その着実な推進や実施状況の検証等が必要となってまいりますことから、その推進団体といたしまして、このたび「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会」を設置させていただいたところでございます。本協議会につきましては、基本構想審議会委員の皆様に加えまして、いわゆる産官学金労言等、各分野を代表していただく関係団体の皆様方、そして本県の関係部局職員で構成させていただいております。

本日は、この審議会終了後に初の合同会議、また、「ひと」「まち」「しごと」といった3つに分かれての各協議会を開催し、総合戦略原案に対する意見交換をしていただくことといたしております。

そうしたことから、協議会に先立ちまして開催いたします本審議会におきましても、各関係団体の皆様方にオブザーバーとして、今回ご参加を賜ったところであります。まことにありがとうございます。

総合戦略策定に当たりましては、滋賀らしさを追求し、滋賀ならではの戦略としていきたいと考えてございます。「訪れるなら滋賀」、「住むなら滋賀」、「働くなら滋賀」、「子育てするなら滋賀」、そして「幸せな最期を迎えるなら滋賀」、そのように思える

ような豊かな滋賀をつくっていくため、皆様からの積極的なご意見、ご提言をお願い申し上げます。開会に当たりましたのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

## (2) 成立確認

○司会：本日は、委員総数25名のうち19名の委員にご出席いただいております。出席委員数は半数以上を満たしておりますので、審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

## (3) 確認事項

次に、審議会の公開についてですが、県が設置する附属機関等審議会については、原則、公開になっておりますので、本審議会においても公開といたします。

また、引き続き開催いたします人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会につきましても公開とさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様の個人名は掲載いたしません。県ホームページ上で公開いたしますので、あわせてご了承賜りたいと存じます。

それでは、これからの議事は基本構想審議会規則第3条第2項により、佐和会長にお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○会長：はい、承知いたしました。

## 2 議 事

### (1) (仮称) 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略原案について

○会長：それでは、ただいまからの議事は私が進行させていただきます。

本日は、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略の原案について、事務局からまずご説明をいただいた後、審議会委員の皆様方からご意見をいただきたいと考えております。

なお、本審議会のオブザーバーとしてご参加、ご出席いただいております人口減少を

見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会の構成員の皆様方におかれましては、後ほど開催されます各協議会におきましてご意見を頂戴いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は非常に時間がタイトでございまして、早速その議題（１）について、つまり総合戦略の原案について事務局からご説明をお願いした後、約３０分弱の時間しかございませんので、皆様方のご意見を後ほど拝聴したいと思っております。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いします。

○事務局：（資料１－１、１－２）説明

○会長：はい、どうもありがとうございました。

ただいまから原案に対する意見について、審議会の委員の皆様方からご意見をいただきたいと思うわけですが、２時２０分までに終了せよということですので、あまり時間がございません。したがって、ご意見はできるだけ短く端的に、簡潔にお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですので、挙手をお願いします。

○委員：「目指す将来像」のところで、２０～２４歳の社会増減をゼロという目標に関して、これは目標に掲げるべきことなのかなというのはちょっと疑問に思いました。もちろん二十歳過ぎぐらいが県外に流出してしまっていて、そのまま戻らないとしたら、それは問題だとは思いますが、これくらいの若さの人たちが外に出て、何か他に勉強してみたい、やってみたい。県外だけではなく海外に行って、何か活動したいと思うのはごくごく自然なことだと思うのです。

やるべきことは、そうやって外に出た人たちが将来滋賀に戻って、自分が学んだこと、経験したことを活かせるような仕事を滋賀でしたいと思わせること、あるいは環境のいい滋賀で子育てをしたいと戻ってくるような方向に持っていったほうがよくて、出ていく人を引き止めるというのは、どうかな、と思いました。

○会長：はい。

これについては、ある意味では重要な論点ですので、何か事務局から。

○事務局：お答えをさせていただきます。

ご指摘の点はごもっともだと思います。県下の若者が外へ出ていろんな経験を積むというのは大変重要なことだと思っております。ただ、先ほど資料の中でご説明いたしましたが、特に20歳～24歳の社会減が顕著に滋賀県は出ておりまして、多くの人が東京圏のほうへ出ていっているというような状況がございます。

一方で、県内の企業の中で、なかなか従業員の採用が滋賀県でできないというような声も聞いております。雇用のミスマッチがここで起こっているんじゃないかというようなことも思うところでございます。もちろん外へ出て頑張ってください方は、当然頑張ってくださいと思いますが、また滋賀の産業の魅力をアップして、外からまたこの年代の方に来ていただくというような面もあろうかと思えます。

そういったことで、こういう目標を掲げさせていただきました。

○会長：はい。

他に、いかがでしょうか。

○委員：初めて出席させていただいて恐縮ですけれども、3点ございます。

まず、今ご説明いただいた総合戦略、これがご審議いただいた基本構想の中で、今からだと4年間に為すべき重点施策、ここの部分が全部含まれているのかどうかというのが僕はちょっと分からないので、この構想策定に当たられた皆さん方が、重点施策は全部入っているよ、いいよとおっしゃっていただけるのかどうか。そこがまず1点です。

2点目は、これからの議論の進め方が3つの協議会に分かれて、「ひと」「まち」「しごと」、それぞれ協議ということですが、プロジェクトの19の項目が「ひと」にもかかる、「まち」にもかかる、「しごと」にもかかる、この19項目とも、それぞれの協議会でなされるのか、19を3分割して、これは「まち」でやってください。これは「しごと」でやってくださいとなるのか。その辺の運びがお聞きしたいということ。

それから、3点目は、7月にいただいた素案のときはプロジェクトは18項目だったのですね。今度は19です。その数はいいのですけれども、18のときにつくられておった「KPI」、それも大分変わっています。ほとんどはいいほうに充実されて変わっているのですが、中には、7月案のほうがいいなと思うのも幾つかあるので、その辺については、しっかりと議論する時間なり機会があるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○会長：はい。事務局いかがでしょうか。

○事務局：ご貴重な意見、ありがとうございます。

まず、基本構想との関係でございます。基本構想については県の最上位計画でございますので、当然それをベースに県の施策の推進を図っていくということでございまして、この総合戦略のプロジェクトにつきましては、その基本構想のエンジンとなるようなものだということで、その基本構想の方向の中に包含されるというような考えでございまして、特にそれに力を入れながら基本構想の実現も図っていくというような関係と認識しているところでございます。

2点目の協議会でございますが、大きく3つに分けさせていただいております。今もご指摘いただきましたように、色々な関連性がございます。ただ、実際のところは、大きくは3つに分割した形でそれぞれ関係しました団体の方に入っていただくことを中心として議論を深めていただくこと、ご意見等もいただくと、あるいは推進のための色々なお知恵もお貸しいただきたいと考えております。当然広がりの中で、他の分野の部分に話が及ぶこともあろうと思いますが、そういった部分についてもご貴重な意見として頂戴したいと考えております。

それから、プロジェクトが内部の検討で1つ増えておりますが、その中で「KPI」が変わってしまったという点につきましては、効果的な、あるいは分かりやすく、測定しやすく、県民の方にも理解していただきやすいということで、前のほうがいいという面がございましたらご指摘をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○会長：はい。

それでは、他にいかがでしょうか。

○委員：3点ございます。

1点目は、先ほどのご意見に全面的に賛同するものでございまして、滋賀県の伝統というのは、その進取の気性を大事にして、外で活躍する人はどんどん活躍してくださいみたいなものだったんじゃないかと。やはり、先ほどのお話にあったように、それはそれで大事にしつつ、入ってくる人たちも増やしたいということで20～24歳の目標設定を立てておられるということですが、やっぱり何となくそのニュアンスとして20～24歳と限定すると、若者をなるべく囲い込もうという感じに誤解されるおそれがあるので、私は、そこは慎重になるべきじゃないかと思っております。

もう1点は、これは毎回申し上げているのですけれども、県と市町との役割分担です。今回のこの戦略の大きな特徴というのは、全国すべての都道府県、すべての市町村で実質戦略をつくっておられるわけです。義務ではないので、ひょっとしたら、つくらないところがあるのかもしれませんが、大体つくっているだろうと。そうすると、通常の基本計画なんかよりも、さらにその整合性と言うか、連携性は強く問われるべきものじゃないか。そうしたときに、県は県にしかできない役割に特化して、また市町も市町にしかできない役割に特化して、両方が補完的になっているのかという点が、そうでもないんじゃないかという気がするわけでございます。

3点目、役割分担とも絡んで、やはり民間との役割分担も大事であると。民間との役割分担を考えると、ここで挙げた例えば19のプロジェクトが財政でいくのか、規制でいくのか、あるいは何か奨励的な措置でいくのか。あるいは、その民間の活動を条例等で支援するようなものなのか。そういうことをはっきりさせないと、何となくその役割分担の話もはっきりしないという気がいたしました。以上です。

○会長：はい。

いかがですか、事務局。

○事務局：3点のご質問をいただきました。

1点目は、考え方としては先ほどお答えしたとおりですけれども、ただ、おっしゃるように若者を囲い込むかのように捉えると、それはそれでいかがかと思いますので、ちょっと表現の仕方などは工夫をさせていただきたいと思えます。

2点目の、市町との役割分担・連携の点ですが、ちょっと説明はしていなかったのですが、19ページでございます。この下のほうに、(4)市町との連携等ということで項目を起こしております。まず、上の段落にありますのが、県の役割として記載したものでございます。産業振興、雇用、広域観光・交通、医療介護分野等の専門人材の育成・確保、琵琶湖の保全・再生、こういう広域的・専門的分野については県が担うということ、ここに記載しております。子育てやまちづくりなど住民に身近な分野については、市町に対する支援ということで書き分けをしたところであります。大きな分け方としては、このようにさせていただきました。

これと関係するのですが、民間との役割分担、市町との役割分担も同じだと思いますけれども、このあたりは19のプロジェクトで掲げておりますが、これは実際誰がする

のかということをごここに明記しておりません。特に市町との関係もございますので、そこは委員から指摘いただきました財政なのか、あるいは間接的に規制措置であるのか、そういうことは精密にこれから書いていきたいと思っております。

○会長：はい。

他に、いかがでしょうか。

○委員：私は、この人口減の問題というのは、滋賀だけの問題ではなくて、日本全体の課題だと思います。ですので、日本全体が同じことを悩んでいるのに、滋賀だけが勝つということはなかなか難しいと思うのです。それで、滋賀と、それから都心とのウィンウィンの関係というのを構築して、交流を活発にして、そこに産業を生むというような一つの道筋をつけるべきかと思うのです。

例えば、都心へ行ってしまいう人が多い中、東京に住み続けたいけれども、滋賀にも住みたい、こういった要望があるのではないかと思うのです。空き家を簡易別荘にして、そのようなニーズをビジネスとして実現するなど、そういった都会との交流を活発にするということが可能性としてあるのではないかと思うのです。

特に東京の高所得者は、地方のほうに一つ別荘を欲しい、拠点が欲しいというようなニーズが非常に高まっておりますので、そのあたりを汲み取って、ウィンウィンの関係を構築するというのも一つの道筋じゃないかなと思います。

○会長：事務局いかがですか。

○事務局：ご指摘の点、ごもっともというふうに受け止めました。この総合戦略では、31ページの中ほどに、「③滋賀らしいゆとり生活再生プロジェクト」の中で、空き家の問題について、主な施策の2つ目のポツのところで、記載しております。定住人口を増やすということ、これが一番良いこととは思うのですが、それだけではなくて、交流人口を増やすことによって地域の活性化を図るというようなこともあろうかと思えます。

今ご指摘いただいた、こちらのほうで別荘を持ちたいというようなニーズにもきちんと応えていく必要があるかと思えます。引き続き、検討していきたいと思えます。

○会長：はい。

それでは、まだ多少時間が残っておりますので、いかがでしょうか。

○委員：これは、一応滋賀県の戦略なので、果たして意見として言おうか言うまいか少し悩んでいたのですが、ひとえに滋賀県だけがこういうことをやるということも一つの手



かもしれませんが、考えを変えると、例えば大阪等の近畿圏が非常に活性化されて、要するに働く場とか、そういったような活気が出てくると、滋賀県のほうも大阪に勤める人が住み始めるとか、あるいは別の意味で滋賀県のほうへ波及というものもあると思うのですが、そういう視点をこの中でどのように盛っていくのかということについて、少し事務局のほうでお考えがあれば、お教えいただきたいと思います。

○会長：はい。

いかがでしょうか。

○事務局：今、委員からご指摘いただきました点については、今の戦略の中には入っていません。我々のほうもそこまで考えが及ばなかったところがあるなど今、感じたところでございます

○委員：2点ありまして、1つ目は、前回も少しお話しいたしましたが、先ほどの別荘という話と少し違うのですけれども、やっぱり定住者を増やすという意味で、滋賀県の特徴の工業団地、あるいは大企業の工場というものが非常に多くあると。それが一つの滋賀の特徴であると思うのですね。他にも特徴はあると思いますが、産業ということについては、それが特徴であります。

それが確実に今後も定着できるようなということを考えましたときに、昨今で言いますと、滋賀の特徴というのは天変地異が非常に少なく、大きな企業の工場長なんかの話聞いていますと、安心して操業ができて、なおかつ、質のよい労働者が得られる環境にあると、そういうふうには言っておるわけですね。

そう考えますと、天変地異に強いということは、昨今で言えば、さらにエネルギーについても安定供給がきちっとできる環境にあるかということ、確認する必要があるかなと思います。そのことによって、工業団地あるいは工場の敷地に、そこから逃げ出さず、ずっとそこで操業されて、仮に一つの産業が衰退しても、また別の産業がその土地にやってきて、エネルギーが確保できる良好な労働者が得られるということであれば、またそこに別の産業が入ってきて、滋賀としてはずっと定住者が得られるのではないかと。工業団地あるいは大企業等の工場あるいは中小企業さんの工場、そういったものに滋賀としての役割として持てばいいんじゃないかと。よく本社を持ってきてもらいたいとか、そういう話もあるのですけれども、そこも全国一斉にこういうことを考えてくると、本社は本社、事業場は事業場というふうに役割を考えて、めりはり

をつけるのがいいんじゃないかなというのが、私自身の考え方であります。

もう1つの話というのは、そういった滋賀の特徴性、今日、委員の方から色々なご指摘があると思うのですけれども、そういったものをメディアを通じてもう少しPRする。これはこういうところを書くべきかどうか分かりませんが、滋賀の特徴を全国的に知らないということが多いと思いますので、その辺のメディアとのやりとりということも少し戦略的にされたらどうかと思います。

以上、2点であります。

○委員：失礼します。

少し部分的な発言になるかもしれないですけれども、31ページ、「“ひとつながり”の地域づくりプロジェクト」について、それぞれのプロジェクトにKPIが示されているのですけれども、このプロジェクト、前回の審議会のときにも滋賀の貧困率ってどれぐらいでしょうかと質問をさせていただいたと思うのですが、このプロジェクトの内容を示す指標として、滋賀の縁認証活動数と書かれているのですけれども、よく分からないので、ご説明をいただけますでしょうか。

○会長：事務局、いかがですか。

○事務局：まず、先ほどのご質問でございます。1点目、定住者を増やすという意味で、従来型の大きな工業団地、大企業が多いということで、その従業者を定着させればというご意見がございました。確かに滋賀県は、そういう二次産業の工場が多くて、それが工業発展につながったという面もございます。最近、全国的な工業生産の海外移転もございまして、工場誘致の関係では、研究開発拠点でありますとか、先端産業に特化した形で誘致を進めてございます。

ただ、今ある工場が出ていってしまうと都合が悪いということもございまして、そういった工場の方からは、そういう工場で働けるような職業教育を施された人材を確保していただきたいということも言われております。こういった、色々な働く場所を確保できるような産業誘致を進めていきたいと考えております。

それにあわせて、エネルギー供給でございますが、今回の総合戦略の中でも、地域でのエネルギーを確保する取組も位置づけさせているところでございます。

2点目の、メディアを通じたPRということで、今回のプロジェクトの中でも、滋賀らしい素材を磨き上げて発信するということを考えております。このプロジェクトに先

立ちまして、今年度から東京にあるさまざまなメディアを通じて、滋賀の発信を拡散させていくという取組を広報課主体にも進めておりますので、この戦略をつくりまして、さらにそういった観点で滋賀の魅力を発信していけるように努めてまいりたいと考えております。

そして、今、委員からご指摘いただきました「”ひとつつながり”の地域づくりプロジェクト」でございます。前回のこの審議会でも貧困率のご質問がございまして、今回のK P Iでは縁の活動といいまして、これは県の社会福祉協議会が進めておられます地域で困った状態にある方、ともすれば福祉の各制度の狭間に陥って、光が当てられない方を地域全体で支える連携の仕組みを今年度からそれぞれの地域でつくろうとされておられます。最終的には貧困率の低下につながるのですが、今回のK P Iとしては、こういうたちまちの活動ということで成果を評価していきたいと考えております。

○会長：はい。

それでは、予定の時間を若干オーバーいたしましたので、以上で、この滋賀県基本構想審議会は閉会ということにさせていただきます。

西嶋副知事様につきましては、公務の都合により、ここでご退席いただきます。どうもありがとうございました。

それでは、ここからは事務局のほうから、進行をお願いいたします。

### 3 閉 会

○司会：ありがとうございました。

それでは、審議会につきましてはこれで閉会させていただきます。

〔午後 2時22分 閉会〕